平成 24 年 6 月 4 日

各位

会 社 名　第 一 生 命 保 険 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　渡邉光一郎
（コード番号：8750　東証第一部）
問 合 せ 先　経 営 企 画 部　Ｉ Ｒ 室
（℡　050-3780-6930）
収　益　管　理　部
（℡　050-3780-3394）

（訂正）「平成 24 年３月期　決算補足資料」、「2012 年３月末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示について」等の一部訂正について

平成 24 年５月 15 日に公表いたしました「平成 24 年３月期　決算補足資料」、平成 24 年５月 18 日に公表いたしました「2012 年３月末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示について」および平成 23 年 11 月 18 日に公表いたしました「2011 年９月末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示について」の記載事項の一部に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

記

訂正箇所（訂正箇所には下線を付して表示しております）

(1) 平成 24 年３月期　決算補足資料
①『2012 年３月期　決算報告』について
…３ページ
連結貸借対照表（要約）
資産の部合計　うち現預金・コール

（訂正前）　　（億円）

	11/3末	12/3末	増減
資産の部合計	322,978	334,686	+11,708
うち現預金・コール	2,572	3,151	+579
うち買入金銭債権	2,911	2,943	+32
うち有価証券	255,977	270,387	+14,410
うち貸付金	36,279	34,136	△2,143
うち有形固定資産	12,961	12,546	△414
うち繰延税金資産	4,772	2,845	△1,926
負債の部合計	315,660	324,769	+9,108
うち保険契約準備金	296,419	304,899	+8,479
うち責任準備金	290,394	298,627	+8,232
うち退職給付引当金	4,200	4,337	+137
うち価格変動準備金	805	748	△57
純資産の部合計	7,318	9,917	+2,599
うち株主資本合計	5,489	5,692	+203
うちその他の包括利益累計額合計	1,711	4,132	+2,420
うちその他有価証券評価差額金	2,388	4,834	+2,445
うち土地再評価差額金	△651	△616	+35

（訂正後）　　（億円）

	11/3末	12/3末	増減
資産の部合計	322,978	334,686	+11,708
うち現預金・コール	5,019	5,643	+624
うち買入金銭債権	2,911	2,943	+32
うち有価証券	255,977	270,387	+14,410
うち貸付金	36,279	34,136	△2,143
うち有形固定資産	12,961	12,546	△414
うち繰延税金資産	4,772	2,845	△1,926
負債の部合計	315,660	324,769	+9,108
うち保険契約準備金	296,419	304,899	+8,479
うち責任準備金	290,394	298,627	+8,232
うち退職給付引当金	4,200	4,337	+137
うち価格変動準備金	805	748	△57
純資産の部合計	7,318	9,917	+2,599
うち株主資本合計	5,489	5,692	+203
うちその他の包括利益累計額合計	1,711	4,132	+2,420
うちその他有価証券評価差額金	2,388	4,834	+2,445
うち土地再評価差額金	△651	△616	+35

②『平成 23 年度決算』について

…68 ページ

13. 保険会社及びその子会社等の状況

（７）リスク管理債権の状況（参考）債務者区分による債権の状況

（訂正前）

（単位:百万円）

区　　分	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,387	4,768
危険債権	16,996	15,549
要管理債権	3,292	1,487
小計	25,676	21,805
正常債権	4,123,420	3,921,906
合計	4,149,096	3,943,711

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権とは、３ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、３ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸付金（（注）１．及び２．に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金（（注）１．及び２．に掲げる債権並びに３ヵ月以上延滞貸付金を除く。）です。

4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（注）１．から３．までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

（訂正後）

（単位:百万円）

区　　分	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,387	4,792
危険債権	16,996	15,549
要管理債権	3,292	1,487
小計	25,676	21,829
正常債権	4,123,420	3,921,906
合計	4,149,096	3,943,735

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権とは、３ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、３ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸付金（（注）１．及び２．に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金（（注）１．及び２．に掲げる債権並びに３ヵ月以上延滞貸付金を除く。）です。

4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（注）１．から３．までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(2) 2012年３月末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示について

…38ページ

付録Ｂ　ＥＥＶ計算における主な前提条件

1.経済前提

（３）予定収益計算上の各資産の期待収益率

（訂正前）

	期待収益率
短資	0.15%
確定利付資産	1.65%
国内株式	4.15%
外国債券	5.65%
その他資産	2.65%
合計	1.91%

（訂正後）

	期待収益率
短資	0.15%
確定利付資産	1.65%
国内株式	4.15%
外国債券	2.65%
その他資産	2.65%
合計	1.91%

(3) 2011年９月末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示について

…36ページ

付録Ｂ　ＥＥＶ計算における主な前提条件

1.経済前提

（３）予定収益計算上の各資産の期待収益率

（訂正前）

	期待収益率
短資	0.15%
確定利付資産	1.65%
国内株式	4.15%
外国債券	5.65%
その他資産	2.65%
合計	1.91%

（訂正後）

	期待収益率
短資	0.15%
確定利付資産	1.65%
国内株式	4.15%
外国債券	2.65%
その他資産	2.65%
合計	1.91%

以上